

② 医療機関の管理者に対し、患者及びその家族からの相談等に適切に対応する機能や体制整備についての努力義務規定を、医療法に新設する。（再掲）

③ ~~○~~ 都道府県等に設置されている医療安全支援センターについて、その活動の評価を行いながら、患者の医療への参加を総合的に支援するための機能、医療安全に関する情報の医療機関への提供や患者・国民に対する医療安全教育等に関する機能の付与など、その機能強化を図るとともに、医療安全支援センターを医療法に位置付ける。

○ 国及び都道府県は、安全、安心で良質な医療の確保に必要な基盤整備と人材の確保、それに必要な財源確保について配慮することが必要である。

○ 医療政策上の最重要課題である医療安全対策に係るこれらの具体的な取組を推進していくため、国、都道府県及び医療機関について、医療安全対策についての責務規定を医療法に新設する。~~【医療法】~~

○ 上記のほか、「今後の医療安全対策について」（「医療安全対策検討ワーキンググループ」報告書（平成17年5月））に整理された、当面進めるべき施策について、取り組んでいくこととする。

4. 医療機能の分化連携の推進

4-1 医療計画制度の見直し

○ 住民・患者が安心して日常生活を過ごすために必要な患者本位の医療サービスの基盤づくりを目指した医療計画制度の見直しを行う。その際の考え方としては、自分が住んでいる地域の医療機関で現在どのような診療が行われており、自分が病気になったときにどのような治療が受けられ、そして、どのように日常生活に復帰できるのか、また、地域の保健医療提供体制の現在の姿はどうなっており、将来の姿はどう変わるのか、変わるために具体的にどのような改善策が必要かということを、都道府県が作成する医療計画において、住民・患者の視点に立って分かりやすく示すことを原則とした見直しとする。

○ 医療計画の記載事項に、主要な事業（がん対策、脳卒中对策、急性心筋梗